

介護保険のお知らせ

介護保険料納入通知書を送付します

6月中旬に今年度の介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）を送付します。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用を賄う重要な財源です。

やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

介護保険料の減免制度があります

市では独自の減免制度を設けており、要件を満たす方は申請により保険料が減免され

ることがあります。

▼減免対象

次の①～⑤の全てに該当する方

- ① 介護保険料の所得段階が第2段階～第13段階
- ② 世帯全員の前年の年間収入合計が次の額以下（障害年金や遺族年金などの非課税年金も含みます）

- ・ 単身世帯…155万円
- ・ 2人世帯…211万円
- ・ 3人世帯…246万円

以降、世帯員が1人増えるごとに35万円を加算した額

- ③ ほかの世帯に属する市民税課税者の税法上および健康保険上の扶養親族になつていない

- ④ 世帯全員が自己居住用以外の不動産を所有していない
- ⑤ 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下

▼減免額

決定した所得段階保険料から1段階下位の所得段階保険料との差額を減額

▼対象保険料

6月30日(金)までに申請した場合は、今年度の年間保険料額を減免し、7月3日(月)以降の申請は申請月から月割りで算定した額を減免します。

▼申請方法

今年度の介護保険料納入通知書、世帯全員の前年の収入がわかるもの（年金の源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳、マイナンバーカードを持参し、医療助成課または市役所大麻出張所で申請してください。

還付金詐欺に注意!

電話で市役所の職員をかたり、「還付金がある」と言って金融機関のATMに誘導する事例が発生しています。

還付金の手続きのために、市職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

あやしいと思ったら警察へ通報するなど、詐欺被害に遭わないよう、十分に注意してください。



〔詳細〕医療助成課 高齢者医療係 ☎ 381-1403

夜間・深夜・早朝の訪問介護利用者への助成

〔詳細〕介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

訪問介護の夜間、深夜、早朝の割り増し分を助成します。他の軽減制度などの対象となっている場合は、軽減後の利用者負担額との差額を助成します。

【対象者】

65歳以上で住民税非課税世帯に属している方、もしくは、40～64歳で利用者負担の軽減により生活保護の対象とならない方（生活保護受給者を除く）

【対象サービス】

夜間（18～22時）、深夜（22時～翌日6時）、早朝（6時～8時）の時間帯の訪問介護

【申請方法】

利用した事業所が発行した領収書と本人名義の預金口座情報を記載した申請書を提出。（サービス利用から2年を経過した助成の申請はできません）

介護保険における福祉用具の購入と住宅改修

〔詳細〕介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

要介護あるいは要支援と認定された方が、次の①、②を行う場合、費用の9割から7割が給付されます。

一度費用を全額負担し、後日支給されるのが原則ですが、事業所によっては最初から1割から3割の負担で済むところもあります。詳しくは、ケアマネジャーまたは介護保険課へお問い合わせください。

① 福祉用具の購入（指定された事業所からの購入に限る）

【対象】ポータブルトイレ、シャワーチェア、浴槽台 など
【限度額】年間10万円

② 住宅改修（着工前に事前申請が必要）

【対象】手すりの取り付け、段差解消、床材の変更、扉の取り替え、和式便器から洋式便器への取り替え など
【限度額】同一の住宅で20万円

介護施設の負担軽減制度

▼介護保険サービス利用時の負担額

社会福祉法人などが提供している介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯の方で、要件をすべて満たす方は軽減を受けられます。

ただし、食費、居住費および宿泊費の軽減を受けられるのは、負担限度額認定証をお持ちの方に限ります。

▼介護施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）

住民税非課税世帯で預貯金などが一定額以下の方は、本人の収入状況などに応じた段階による軽減を受けられます。

▼更新が必要です

7月31日(月)が期限の「負担限度額認定証」「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、期限内に更新の手続きが必要です。

現在、認定証をお持ちの方には、6月上旬までに更新案内を送付する予定です。

【詳細】介護保険課 介護給付係

☎ 381-1067

介護保険サービス負担軽減要件 (下記の要件すべてを満たす方が対象)	
1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
2	預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
4	負担能力のある親族などに扶養されていない
5	介護保険料を滞納していない

利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			従来型個室※1	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	施設サービス	短期入所サービス
1	・老齢福祉年金の受給者 ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯 ※2	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
2	・合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方 ・住民税非課税世帯 ※2	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
3①	・合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 ・住民税非課税世帯 ※2	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
3②	・合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方 ・住民税非課税世帯 ※2	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円

※1 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります

※2 世帯分離をしている配偶者も住民税非課税であること

高額介護サービス費の支給

【詳細】介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算）して、利用者負担上限額を超えたときは、申請により超えた分がサービス利用月の約2カ月後に支給されます。

サービス利用月から2年を過ぎた分は支給されませんが、領収日によって支給される場合があります。請求書（明細書）と領収書を持参してご相談ください。

【申請方法】

本人名義の預金通帳と介護保険被保険者証を持参して申請。一度申請すると、その後は自動的に支給。

※ 施設サービスを利用した際の食費や居住費、福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担は対象となりません

利用者負担段階区分	利用者負担上限額(月額)
・年収約1,160万円以上	【世帯】 140,100円
・年収約770万円以上約1,160万円未満	【世帯】 93,000円
・年収約383万円以上約770万円未満	【世帯】 44,400円
・一般（上記以外の住民税課税世帯）	【世帯】 44,400円
・住民税非課税世帯	【世帯】 24,600円
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下	【個人】 15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000円 【世帯】 15,000円

認知症高齢者や障がいのある方、その家族、介護をされている方などへ さまざまな支援を行っています

【詳細】 介護保険課 ☎ 381-1067



認知症高齢者 家族やすらぎ支援事業

研修を受けた支援員が、認知症高齢者を見守り、話し相手になります。症状の進行抑制や家族の外出・休息にお役立てください。

日時：9時～17時の必要な時間で、月8日以内
(日曜・祝日・年末年始を除く)

対象：認知症の症状がある本人、介護している家族

料金：1時間あたり100円

申込方法：介護保険課(本庁舎西棟1階)で直接申し込み

成年後見支援センター

☎ 375-8988

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が十分ではない方の権利や財産を守る法律上の制度です。成年後見支援センターでは、高齢者や障がいのある方が住みなれた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関するさまざまな相談をお受けし、利用のためのお手伝いをします。

場所：社会福祉協議会(総合社会福祉センター内)

受付時間：平日8時45分～17時15分

認知症高齢者等 行方不明時位置検索サービス

認知症などにより行方不明となることが予測される高齢者などに現在位置を検索できる位置情報端末機(GPS)を貸し出します。

対象：認知症などの症状により行方不明になる可能性がある高齢者などを在宅で介護している方

料金：月額1,320円

申込方法：介護保険課(本庁舎西棟1階)で直接申し込み

高齢者・身障者世帯 緊急通報システムの設置

緊急時にボタンを押すだけで消防署へ通報できる装置をお貸しします。

貸与には条件がありますので、詳細は介護保険課(本庁舎西棟1階 ☎ 381-1067)へお問い合わせください。

対象：1人暮らしで身体病弱な高齢者、重度身体障がい者
料金：無料



みまもりあいステッカー 利用サービス

みまもりあいステッカーは、認知症などにより外出時に帰宅困難となる可能性がある高齢者などの衣類や持ち物に貼付できる布製シールです。記載されたフリーダイヤルに電話すると、個人情報保護された状態で高齢者などの家族と連絡を取ることができます。



対象：認知症などの症状により帰宅困難になる可能性がある高齢者などを在宅で介護している方

料金：年額3,600円

申込方法：介護保険課(本庁舎西棟1階)で直接申し込み

高齢者虐待に関する相談先

高齢者への虐待は早期発見により深刻な事態を防ぐことができます。身近な高齢者の状況に気を配り、気づいたことがあればご連絡ください。

また、介護をする方への支援も行っています。一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

【相談先】

- ・江別第一地域包括支援センター ☎ 389-4144
- ・江別第二地域包括支援センター ☎ 389-5420
- ・野幌第一地域包括支援センター ☎ 381-2940
- ・大麻第一地域包括支援センター ☎ 388-5100
- ・市役所 介護保険課 ☎ 381-1067